

東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議運営要領（案）

令和元年10月2日

1. 目的

東京電力福島第一原子力発電所における事故分析のための作業と廃炉作業の適正な実施のため、関係組織間で作業計画等の情報を共有し、作業を進めるうえで相互に干渉し得る事項又は重複する事項を確認するとともに、必要な調整・連携等を行う。

2. 構成メンバー

資源エネルギー庁

担当審議官、原子力発電所事故収束対応室職員、原子力政策課職員

原子力規制庁

担当審議官、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室員、技術基盤グループ職員

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

担当執行役員、技術グループ職員

東京電力ホールディングス株式会社

担当執行役員、プロジェクト計画部職員

必要に応じて、日本原子力研究開発機構その他関係機関からの職員に参加を要請する。

3. 連絡・調整事項

(1) 双方の作業計画等に係る情報共有

原子力規制庁は、事故分析の対象とする個別検討事項や具体的調査内容を提示する。

資源エネルギー庁等は、廃炉に係る作業・調査計画や技術戦略プラン等について情報提供する。

(2) 優先順位や作業スケジュールの調整

原子力規制庁は、資源エネルギー庁等から提示された廃炉作業・調査計画を確認し、事故分析のうえで必要となる以下の調査項目等を当該計画に反映することを求める。

- ・ 調査対象設備・機器の写真撮影や状態把握
- ・ 試料採取

- ・解体した設備・機器の保管
- ・その他必要事項

資源エネルギー庁等は、原子力規制庁からの要求に対し、廃炉作業・調査計画への追加の可否を検討する。追加が困難な場合は原子力規制庁と資源エネルギー庁等で代替策や優先度について調整を行う。

(3) その他関係機関との連携など必要な事項の検討

その他、必要に応じて、廃炉のための分析・調査を担う関係機関（日本原子力研究開発機構、国際廃炉研究開発機構等）との連携や情報共有の在り方について検討する。

4. 会議の公開

会議は公開の場で行い、議事、議事録及び資料が原則公開とする。また、本会議に係る打合せの内容については、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に従って透明性を確保する。

5. 事務局

会議の事務局は原子力規制庁原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室が担い、会議開催等に係る事務を行う。